

宮津市の小中一貫教育の推進状況について

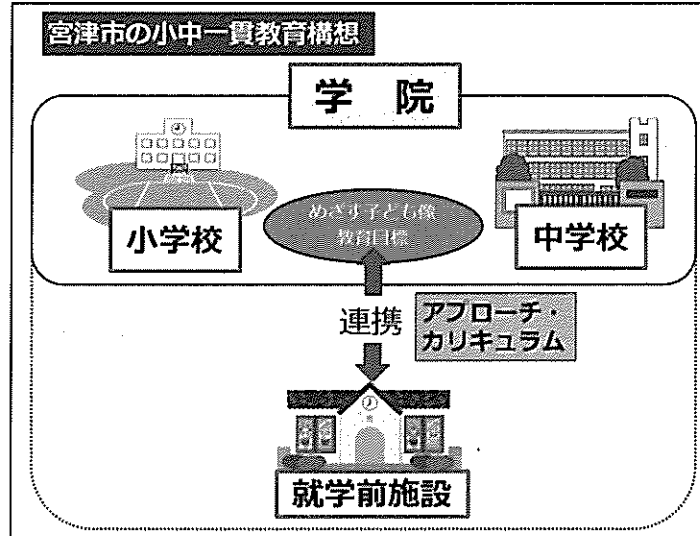
平成29年12月に策定した「宮津市小中一貫教育推進基本計画」に基づき、平成32年度全面実施に向けた取組を進めているもの。併せて新学習指導要領完全実施（平成32年度）を踏まえ、平成30年度から実施の「学力向上プラン」の推進などにより、質の高い学力の充実・向上を図るもの。

質の高い学力の充実・向上を目指した小中一貫教育の推進

宮津市教育振興計画

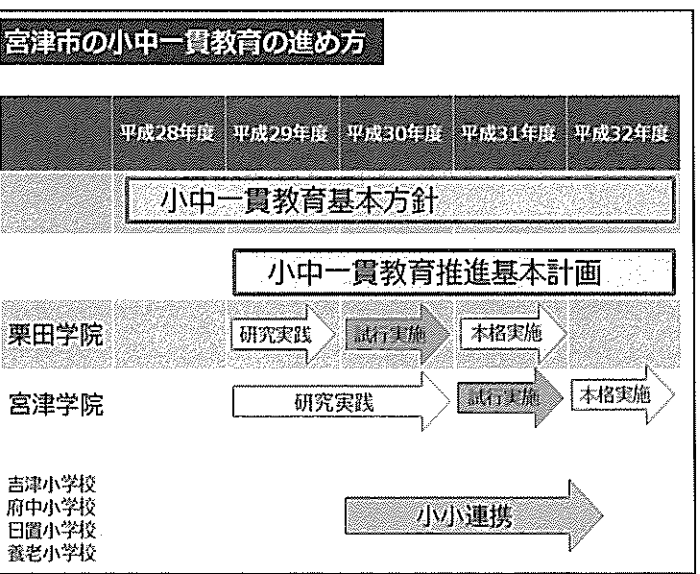
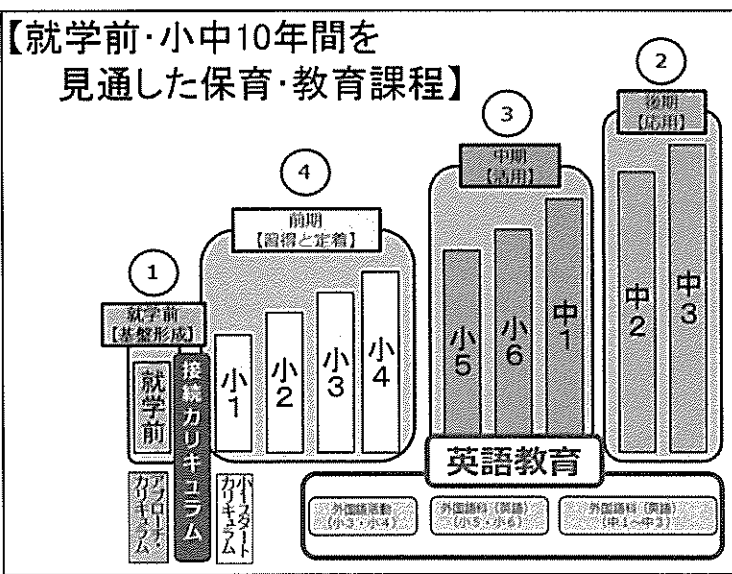
◆基本方針1 「明日の宮津を創る子どもの育成」
よりたくましく、優しい子どもの育成を基本としつつ、夢と希望を持ち、ふるさとの様々な知恵や努力を活かし、豊かな感性と社会性が育つ子どもの育成に努めます。

小中一貫教育の推進



就学前から中学校卒業までの10年間を見通して、一貫した系統的な教育（10年間の接続と連続性を大切にされた指導や活動）を進めることで、質の高い学力や豊かな心、これからの社会を生き抜く力を育成する。

・中学校区の小・中学校を一つの学校（まとまり）として「学院」と呼ぶ。
・就学前施設と、小学校への円滑な接続を中心に連携をする。

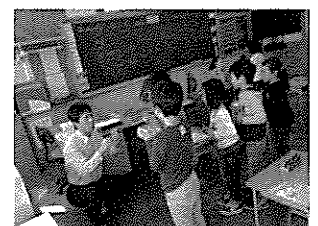


学習指導要領を基本にしなが、子どもの発達や学習の特性等に応じた四つの教育課程区分（ステージ）を設定。現行の「6・3制」の枠組みは維持しつつ、それぞれの時期に、より効果的に学習できるように指導の重点化を図るもの。

小中一貫教育推進基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に応じた形で、特色と創意工夫のある教育活動や実践を展開。

栗田学院（栗田小・栗田中）

- 教育目標
 - 『未来を生きる心身ともにたくましい幼児・児童・生徒の育成』
- 一貫教育による系統的で連続した学びを実現する教育実践部の取組
 - [学力充実・向上部]
 - ・学びのベーシックスタイル…小、中学校が同じ授業スタイルで学習
 - ・乗り入れ授業…中学校教員による小学校での授業（英語・算数・体育）
 - [心の教育部]
 - ・児童会・生徒会による合同生活目標づくりと活動
 - [異年齢活動部]
 - ・浜清掃、合同朝礼、小1と年長児活動、百人一首大会、PTA合同挨拶運動
- 保護者、地域への発信、広報…学院ナビ（学院の様子、実践を冊子にしたもの）の配布



宮津学院（宮津小・宮津中）

- 教育目標
 - 『ふるさと宮津を愛し、心身ともに健康で「生きる力」を身に付けた幼児・児童・生徒の育成』
- 教育目標、めざす子ども像の具現化に向けた実践、指導力の向上
 - [学習での実践]
 - ・乗り入れ授業…中学校教員による小学校での授業（英語・理科・音楽・体育）
 - [異年齢活動]
 - ・児童会・生徒会合同挨拶運動、就学前施設対象の吹奏楽部演奏会、園児との合同避難訓練
 - [指導力の向上]
 - ・年2回の全体研修会（小中一貫教育を進めるにあたって、幼児教育との接続）
- 保護者、地域への発信、広報…学校だよりでの「小中一貫教育コーナー」



4小学校連携（吉津小・府中小・日置小・養老小）

- 目的
 - 橋立中学校に進学する宮津市立4小学校が、宮津市小中一貫教育の計画に基づき、めざす児童像の実現をめざして相互理解を深め、質の高い学力の充実・向上と、心身ともに健やかな子どもの育成を図る。
- 目標 『学力の向上とコミュニケーション能力の育成』
- 連携目標、めざす児童像の具現化に向けた実践、指導力の向上
 - [学習での実践]
 - ・連携学習…4小学校の同学年が一堂に会して、年間計画に沿った学習活動（英語・算数・生活科・体育）を行った（各学年年1回）。
 - [指導力の向上]
 - ・全体研修会（算数の指導力向上）
- 保護者、地域への発信、広報…学校だよりでの「小中一貫教育コーナー」、連携学習の保護者参観



宮津市の英語教育について

■背景

○観光都市「宮津」の次代を担う国際感覚豊かな人材の育成

- ・小中一貫教育を踏まえた英語教育の充実が必要
- ・コミュニケーションのツールとしての英語、「コミュニケーション英語」の重要性

○2020年度から始まる大学入学共通テストの英語で求められる4技能（聞くこと・話すこと・読むこと・書くこと）の育成

- ・その中でも、今後は特に「聞くこと」「話すこと」の育成が必要

■充実・強化に向けた取組・実践

○幼児期からの英語活動

- ・国際交流員（CIR）が市内全就学前施設を定期的に訪問…学期に1回以上（年間各5回）

○小学校での学習指導要領先行実施（英語活動・英語科）

- ・2020年度（平成32年度）から新学習指導要領完全実施
小学校3・4年生…外国語活動（年間35時間）
小学校5・6年生…外国語科（年間70時間）



本市においては平成30年度から先行実施

※本市では学習指導要領における「外国語活動」「外国語科」を、英語教育充実のため「英語活動」「英語科」と呼ぶ。

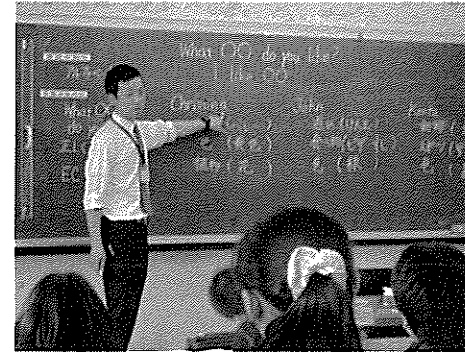
○専門性のある教員の配置

- ・小学校英語教育推進教員〔専科教員〕…宮津小、吉津小の3～6年
- ・小小連携推進加配教員…府中小、日置小、養老小の3～6年生
- ・兼務発令による中学校教員の乗り入れ授業…栗田小の3、4、6年

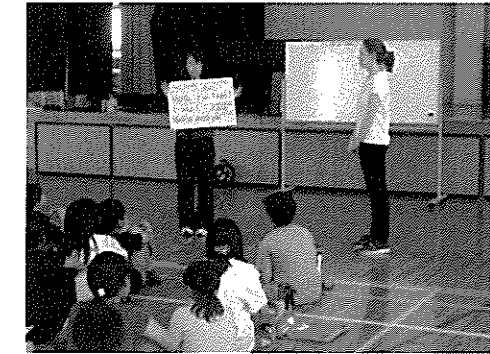
○宮津市教育委員会と京都府立宮津高等学校による「英語教育充実連携協働プロジェクト」

- ・就学前から10年間を見通した小中一貫教育を進める本市が宮津高等学校と連携して、「相互の人的・知的資源を活かした一貫した幼・小・中・高の英語教育の充実・強化」を目指すもの。
- ・積極的に英語を使おうとする態度の育成、英語を用いたコミュニケーション能力の向上を図る取組の推進。

【専門性のある教員による指導】



小学校英語教育推進教員〔専科教員〕



小小連携推進教員とAET

【幼児期からの英語活動】

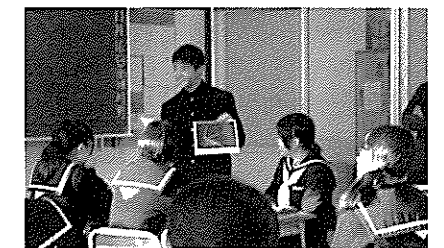


【英語教育充実連携協働プロジェクト】

- ・初年度である今年度は、授業参観（公開授業）を通しての現状把握、分析をし、授業改善や指導力向上の取組を推進した。また、既存の取組を活用することで充実を図った。

【プロジェクト初年度の主な取組】

- ◆6月15日 第1回会議：連携内容や今後の進め方について協議
- ◆7月4日 第1回合同研修会：公開授業（吉津小6年：杉本教諭）、小・中・高校教員の交流（7名）
- ◆10月23日 第2回合同研修会：公開授業（宮津中3年：永井教諭）、小・中・高校教員の交流（15名）
- ◆11月15日 ネルソン市への高校生訪問団報告会に中学生が参加
- ◆11月16日 第3回合同研修会：公開授業（宮津高校1年：4学級、2年：2学級）、小・中・高校教員の交流（13名）
- ◆1月29日 公開授業（栗田小5年：桑形教諭・水上教諭）
- ◆3月11日 第2回会議：今年度のまとめと次年度に向けて



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入に向けて

教育委員会事務局 学校教育課

1. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の経緯について

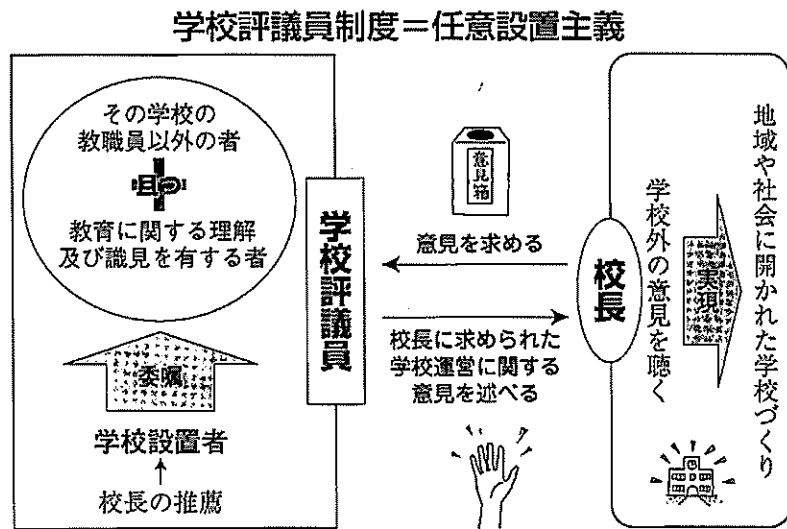
◆早くに学校評議員制度を導入するなど、学校・家庭・地域の連携・協力により「開かれた学校づくり」を進めてきた宮津市として、学校と地域との結びつきをより強くし、これまで以上に地域と一体となって子ども達を育てていくため、地域の方がより当事者意識を持って学校運営に参画する仕組みとして「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」を導入するもの。

【新学習指導要領の理念を実現する地域連携】

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、それらの課題を解決しながら、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現し、子ども達に資質・能力を身につけさせていくためには、地域との連携・協働が欠かせない状況となっている。
(「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ)

【「地域と開かれた学校づくり」の取組の一つ「学校評議員制度」を早くに導入した本市】

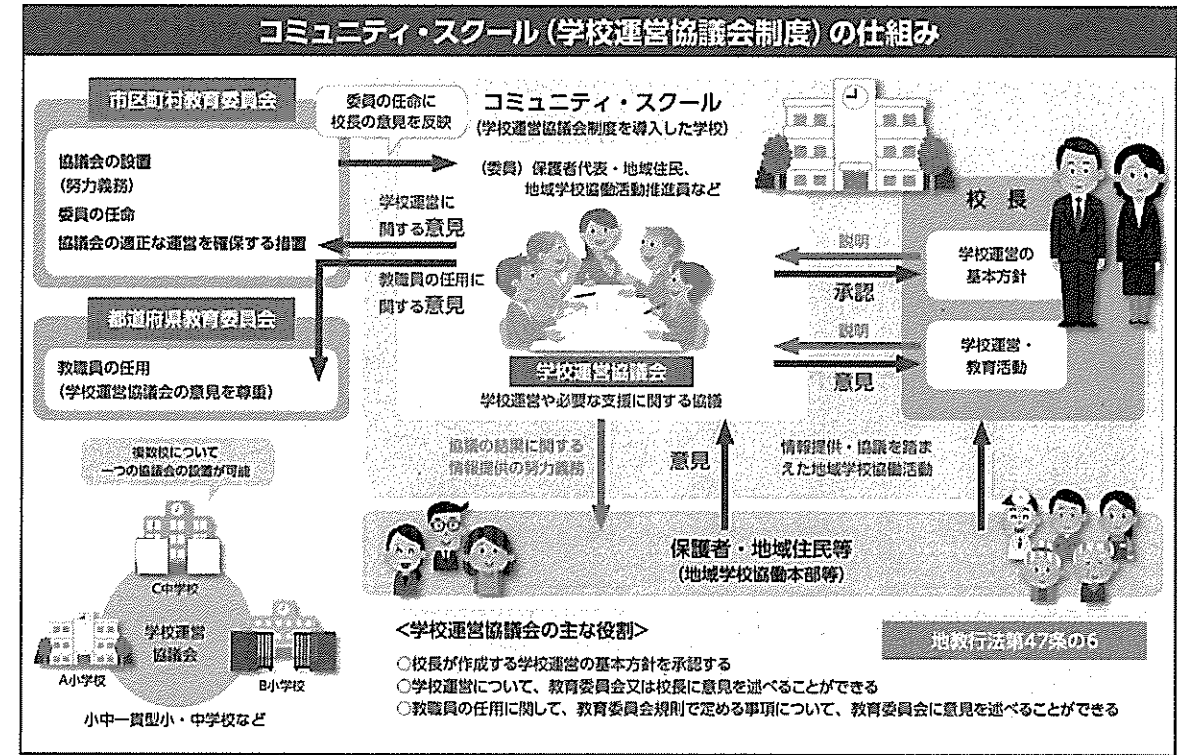
宮津市では、現在、全ての小学校・中学校・幼稚園において「学校評議員制度」を導入し、学校評議員が校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べる環境は整っているところ。



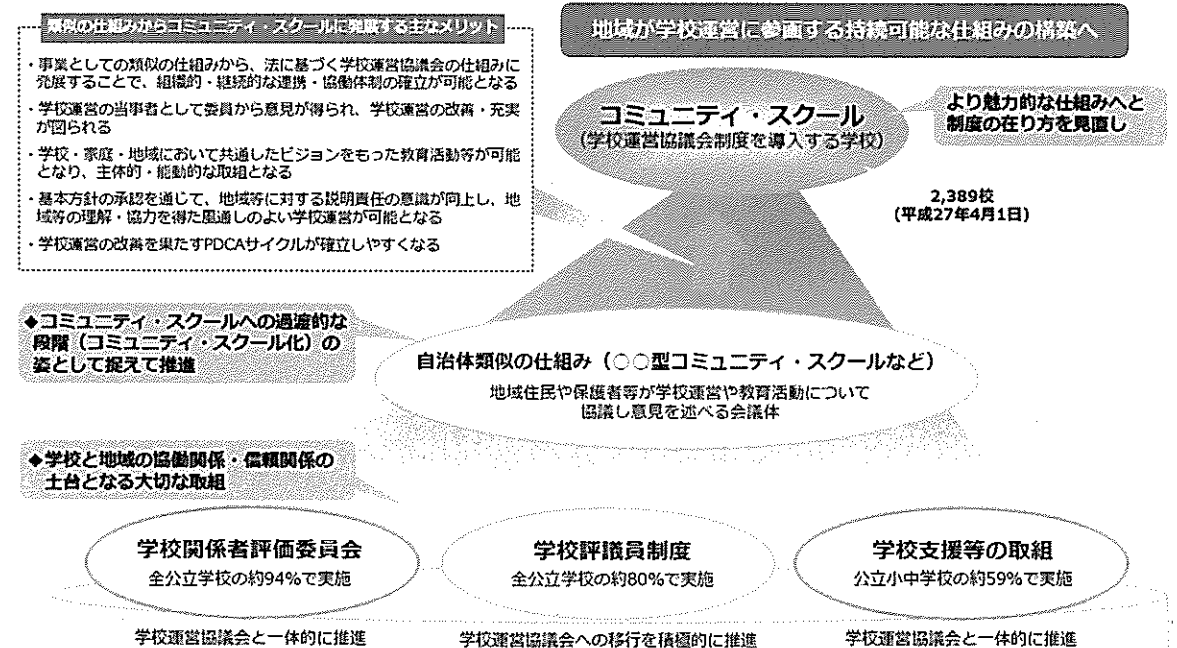
※学校評議員の定数や任期など、具体的なことは学校設置者が教育委員会規則等で定める。

【きざき雅文のビジョン ふるさとを大切に(教育の)まちづくり から】

◇コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入などにより、地域と一体となって子ども達を育てる学校づくりを進めます。



コミュニティ・スクールの拡大・充実の姿(イメージ)



学校・教育委員会が主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要
学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切

「学校評議員制度」と「学校運営協議会制度」の違いについて

	【学校評議員制度】	【学校運営協議会制度】
設置目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすもの。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むもの。
位置づけ	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。 ※個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例が見られる。	教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関。
法令上の根拠	学校教育法施行規則第49条 ⇒学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6 ⇒教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 ※複数校について一つの協議会の設置が可能
設置義務	任意設置	
委員等の資格要件	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者
委員等の任命	校長が推薦し、設置者が委嘱	教育委員会が任命 ※委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。	以下の具体的な権限を有する 1. 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 2. 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。 3. 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

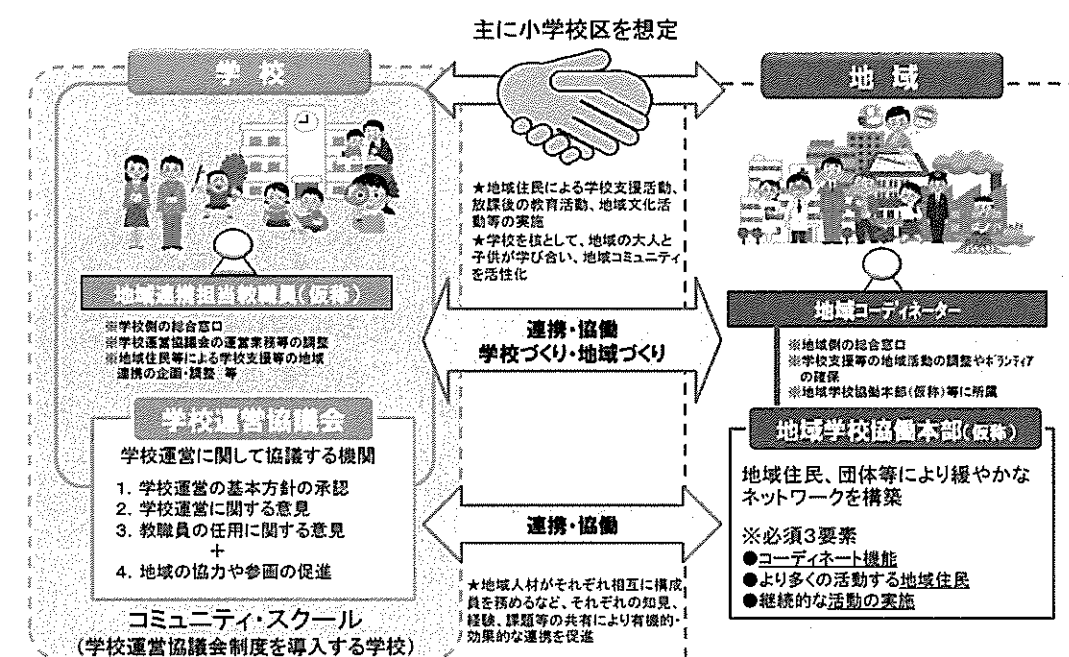
2. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の流れについて

◆現在進めている就学前から10年間を見据えた小中一貫教育の推進と併せて、学院(中学校区)単位で「学校評議員制度」から「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」に切り替えていき、将来的には、地域学校協働活動の展開へとつなげる。

※地域学校協働活動とは、従来の組織を基盤として、地域の高齢者や保護者、PTA、NPO、団体など幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体の子どもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互パートナーとして連携・協働して行う様々な活動

学校と地域の効果的な連携・協働と推進体制(イメージ案)

—パートナーシップの構築による新しい時代の教育、地方創生の実現—



◆2019年度：宮津学院(宮津小・宮津中)、栗田学院(栗田小・栗田中)での試行導入【具体的な導入スケジュール(案)】

- ◇2月教育委員会：総合教育会議での議論も踏まえた委員会での協議
 - ◇3月教育委員会：「学校運営協議会の設置に関する規則」の承認
 - ◇1学期～：小・中合同学校評議員会開催を皮切りに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の試行導入をスタート
⇒各学校運営協議会の会則決定、委員の検討、研修など
※市教委指導主事(コーディネーター)が動きをフォロー
 - ◇～3学期：次年度からの本格導入に向けた体制確定・準備
- ※橋立中学校区の4小学校については、各小学校単位で導入することも含めて、研究実践を行うこととします。

◆2020年度：宮津市としての本格導入